

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」新旧対照表

(下線部分改正)

2021年4月1日改定

新	旧
<p>第1条 (現行どおり)</p>	<p>第1条 (省略)</p>
<p>第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p>	<p>第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p>
<p>お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p> <p>ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社および他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p> <p>3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしていただきます。</p> <p>4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。))による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。には、未成年者口座を設定したと</p>	<p>お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p> <p>ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社または他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあつては、お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。)を提出することはできません。</p> <p>3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出していただきます。</p> <p>4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。))による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日まで</p>

新	旧
<p>きから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの)に限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>	<p>の間にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたもの)に限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>
<p>第3条～第4条(現行どおり)</p>	<p>第3条～第4条(省略)</p>
<p>第5条(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>イ(現行どおり)</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③(現行どおり)</p> <p>2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>①(現行どおり)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する</p>	<p>第5条(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>イ(省略)</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、<u>同日</u>に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③(省略)</p> <p>2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>①(省略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、<u>同日</u>に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日</p>

新	旧
<p>年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等 (削除)</p> <p>第 6 条 (譲渡の方法)</p> <p>非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を經由して行う方法 (当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を經由して行われるものに限り) または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を經由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>第 7 条 (課税未成年者口座等への移管) (現行どおり)</p> <p>2 前項第 1 号イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項第 1 号ロおよび第 2 号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 5 項第 2 号、第 6 項第 2 号もしくは第 7 項において準用する同号に規定する書面を <u>5 年経過日の属する年の</u>当社が定める期日までに提出した場合または当社に特定口座 (租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいい、前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限り) を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>第 8 条の 2 (未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)</p> <p>お客様が支払を受ける未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、上場株式 (金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF (上場投資信託)、上場 REIT (不動産投資信託) および上場 JDR (日本版預託証券) を含みます。) について支払われる配当金および分配金 (以下、「配当金等」といいます。) を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。 (削除)</p>	<p>の属する年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等</p> <p><u>3 前 2 項にかかわらず、当社が定めるところにより、非課税管理勘定もしくは継続管理勘定に受け入れない上場株式等があります。</u></p> <p>第 6 条 (譲渡の方法)</p> <p>非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を經由して行う方法 (当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を經由して行われるものに限り) または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を經由して行われる方法の<u>いずれかの方法</u>により行うこととします。</p> <p>第 7 条 (課税未成年者口座等への移管) (省略)</p> <p>2 前項第 1 号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第 1 号ロおよび第 2 号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 5 項第 2 号、第 6 項第 2 号もしくは第 7 項において準用する同号に規定する書面を当社が定める期日までに提出した場合または当社に特定口座 (租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいい、前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限り) を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② (省略)</p> <p>第 8 条 (省略)</p> <p>第 8 条の 2 (未成年者口座内上場株式等の配当等の範囲等)</p> <p>お客様が支払を受ける未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、上場株式 (金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF (上場投資信託)、上場 REIT (不動産投資信託) および上場 JDR (日本版預託証券) を含みます。) について支払われる配当金および分配金 (以下、「配当金等」といいます。) を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。</p> <p><u>2 お客様が支払を受ける未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、当社が定めるところにより、非課税管理勘定に受け入れないものがあります。</u></p>

新	旧
<p>第9条～第10条（現行どおり）</p> <p>第11条（出国時の取扱い） お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、<u>当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出</u>をしてください。</p> <p>2（現行どおり）</p> <p>3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に<u>未成年者帰国届出書の提出</u>をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>	<p>第9条～第10条（省略）</p> <p>第11条（出国時の取扱い） お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、<u>当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出</u>してください。</p> <p>2（省略）</p> <p>3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に<u>帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書</u>を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>
<p>第12条～第18条（現行どおり）</p> <p>第19条（出国時の取扱い） お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第12条から第19条（第14条および第18条を除く）の適用があるものとして取り扱います</p>	<p>第12条～第18条（省略）</p> <p>第19条（出国時の取扱い） お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第12条から第17条（第14条を除く）の適用があるものとして取り扱います。</p>
<p>第20条～第23条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p>	<p>第20条～第23条（省略）</p> <p>第23条の2（手数料） <u>将来、法令・諸規則の変更等が行われることまたは当局等の動向を反映して、業務その他の影響が生じたことにより、手数料をいただくことがあります。</u></p>
<p>第24条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p>	<p>第24条（省略）</p> <p>第24条の2（取得対価の額の合計額が80万円を超える場合の取扱い） <u>お客様が当社に対し、未成年者口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が80万円を超える場合には、当社が定めるところにより、当該注文等を取扱います。</u></p> <p>2 前項の規定は、第5条第1項第1号に掲げる上場株式等においても同様とします。</p>
<p>第25条（現行どおり）</p> <p>第26条（非課税口座のみなし開設） 2017年から2028年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p>	<p>第25条（省略）</p> <p>第26条（非課税口座のみなし開設） 2017年から2023年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p>

新	旧
<p>2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（<u>租税特別措置法第37条の4第5項第1号</u>に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）<u>または特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）</u>が締結されたものとみなします。</p> <p>(削除)</p>	<p>2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して<u>同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。）</u>の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（<u>同項第1号</u>に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p> <p><u>第26条の2（届出事項の変更）</u></p> <p><u>第2条に基づく「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出後、その届出事項に変更があったときに租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて適用する同令第25条の13の2第1項に該当するときは、遅滞なく読み替え後の同項が定める「未成年者口座異動届出書」および同令第25条の13第27項に定める書類（住民票の写し、個人番号カード、その他一定の書類）を提出していただきます。</u></p> <p><u>2 第2条に基づく「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出後、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて適用する同令第25条の13の2第4項に該当する移管がされることとなった場合において、引続き未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けようとするときは、読み替え後の同項が定める「未成年者口座移管依頼書」を提出していただきます。</u></p>
<p>第26条の<u>2</u>（通知の効力） （現行どおり）</p>	<p>第26条の<u>3</u>（通知の効力） （省略）</p>
<p>第27条（本契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① ～②（省略）</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第<u>30</u>項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 <u>出国日</u></p> <p>④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） <u>租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u></p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日までに「<u>未成年者帰国届出書</u>」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前</p>	<p>第27条（本契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① ～②（省略）</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第<u>20</u>項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 <u>当該「未成年者出国届出書」に記載する出国日までの間で当社が定める日</u></p> <p>④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u></p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日までに「<u>未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書</u>」を提出しなかった場合</p>

新	旧
<p>年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」</u>の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p><u>第 27 条の 2（現行どおり）</u></p> <p>（削除）</p> <p>第 28 条～第 29 条（現行どおり）</p> <p>附 則 この約款は、<u>2021 年 4 月 1 日</u>より適用させていただきます。成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023 年 1 月 1 日より、本文中の「20 歳」を「18 歳」に、「19 歳」を「17 歳」に読み替えます。その場合、2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなされます。</p>	<p>その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」</u>の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p><u>第 27 条の 2（省略）</u></p> <p><u>第 27 条の 3（法令・諸規則等の適用）</u> <u>この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令および諸規則に従って、取扱うものとします。</u></p> <p>第 28 条～第 29 条（省略）</p> <p>附 則 この約款は、<u>2019 年 12 月 1 日</u>より適用させていただきます。成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023 年 1 月 1 日より、本文中の「20 歳」を「18 歳」に、「19 歳」を「17 歳」に読み替えます。その場合、2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなされます。</p>

以上